

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日提出

日立市長 小 川 春 樹

## 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年12月27日

日立市長 小 川 春 樹

### 記

損害賠償の額を定めることについて

令和6年11月8日午後2時35分頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道2609号路上において、市有車が日立市□町□丁目□番□号□□□氏の所有する自動車に接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

### 記

損害賠償額 金312,895円